

キャンパス・ハラスメントをなくすために

基 本 的 な 認 識

キャンパス・ハラスメントをなくすためには、すべての学生、教職員が普段から次のような認識を持つことが重要です。

- ◇お互いの人格を尊重しあうこと
- ◇お互いが大切なパートナーであるという認識を持つこと
- ◇偏見をなくし、一人一人の個性を認め合うこと
- ◇互いの性を同等と意識すること

基 本 的 な 心 構 え

あなたの言動に他意がなく好意の表れと思っても、相手の人格や人権を無視していることがあります。その言動が意識的であるか否かは問われません。

あなたの言動で相手方がどのように思い傷ついたのかが重要となります。

次のような点に注意する必要があります。

- ・不快に感じるか否かは個人差があること
- ・自分に引きつけてこの程度は相手も問題ないと勝手な推測をしないこと
- ・相手は自分を信頼しており良好な人間関係ができているという勝手な思い込みをしないこと

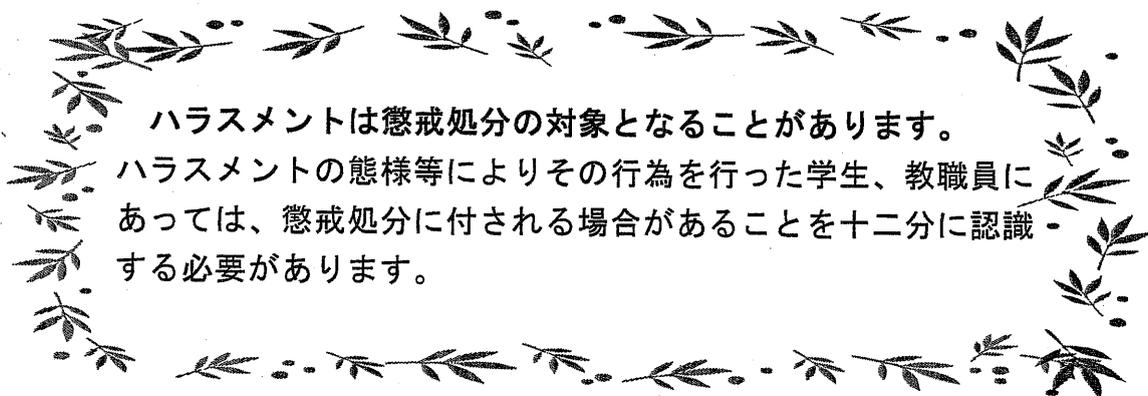
あなたの言動に相手が拒否感を示したり、嫌がっていることが分かった場合は、同じ言動を決して繰り返してはいけません。

また、立場の違いなどで相手からいつも意思表示があるとは限らないことを認識する必要があります。

学内におけるハラスメントに注意するだけでは不十分です。

学内の人間関係がそのまま持続する歓迎会、学外でのゼミ、実地研修などでハラスメントが行われることにも同様に注意しなければなりません。

さらに学内では委託契約等により多くの外部職員が働いており、その方々との関係にも注意しなければなりません。



ハラスメントは懲戒処分の対象となることがあります。

ハラスメントの態様等によりその行為を行った学生、教職員にあっては、懲戒処分に付される場合があることを十二分に認識する必要があります。

本学はすべての学生および教職員の就学と就労の権利と人権を守るために次のハラスメントを容認しません。

セクシュアルハラスメント

性的嫌がらせで、性的言動により性的差別を行い、相手の人格を傷つけることです。例えば、次のような行為は許されません。

- ・相手が嫌がる性的な冗談を言う、容姿をからかう。
- ・「男のくせに」「女だから」といった差別的な発言をする。
- ・まわりに不快感を与える性的な言動をとる。
- ・性的な噂を広める。
- ・必要もないのに体を触る、眺めまわす。
- ・性的嫌悪感が生じるような電話やメールをする。

アカデミックハラスメント

教育上優位の地位にあるものが、教育指導を受ける学生・院生や教職員の学習意欲、研究意欲を著しく損なったり、人権を侵害する言動です。

例えば、次のような行為は許されません。

- ・教員の個人的な用事を学生等に強いる。
- ・指導拒否、差別行為、研究妨害、不当な成績評価などをする。
- ・研究等の名目で学生を不必要に拘束する。

パワーハラスメント、その他のハラスメント

職場や課外活動等において、上司、先輩、監督などの優位な地位を利用して、誹謗、中傷や嫌がらせなどを行って人格や人権を傷つける言動です。

その他、相手の意に反して行われる嫌がらせの言動、相手や周囲に不快の念を抱かせる類の言動です。

例えば、次のような行為は許されません。

- ・不当な仕事や常識外れの行為を強要する。
- ・プライバシーを暴露する。
- ・わざと仕事等の負荷を必要以上に与えたり、または与えず無視する。
- ・特定の部下や学生をひいきにしているなどの噂を流し、人格、権威を傷つける。
- ・重要な電話を取り次げず報告もしないで上司、同僚を困らせる。

被害を受けたら・被害を知ったら

- あなたがハラスメントを受けた、あるいは友人や同僚がハラスメントを受けていることを知ったなどの時には、強い気持ちで勇気をもって行動することが重要です。
 - ☆ ハラスメントを受けたときは、「恥ずかしい」、「トラブルメーカーと思われたくない」、「仕返しが怖い」などと思わずに、友人や同僚など身近な信頼できる人に相談することが大切です。
 - ☆ あなたの周りにハラスメントで困っている人がいたら、相談に乗ってあげたり、本人の了解を得て加害者に注意したり、被害者の証人になったりと積極的に助けてあげることが重要です。
 - ☆ あなたに対するハラスメントが「いつ・どこで・誰から・どのようなことをされたか」などについて記録することや、そのことを証言してくれる第三者を得ておくことも大変重要です。

○ ハラスメント相談員 各学年顧問、学生部長、学部長、研究科長、 看護研究・研修センター長、事務局総務課長

ハラスメントを自力で解決できないときは、ハラスメント相談員へ相談してください。
ハラスメント相談員が親切に相談に乗ります。

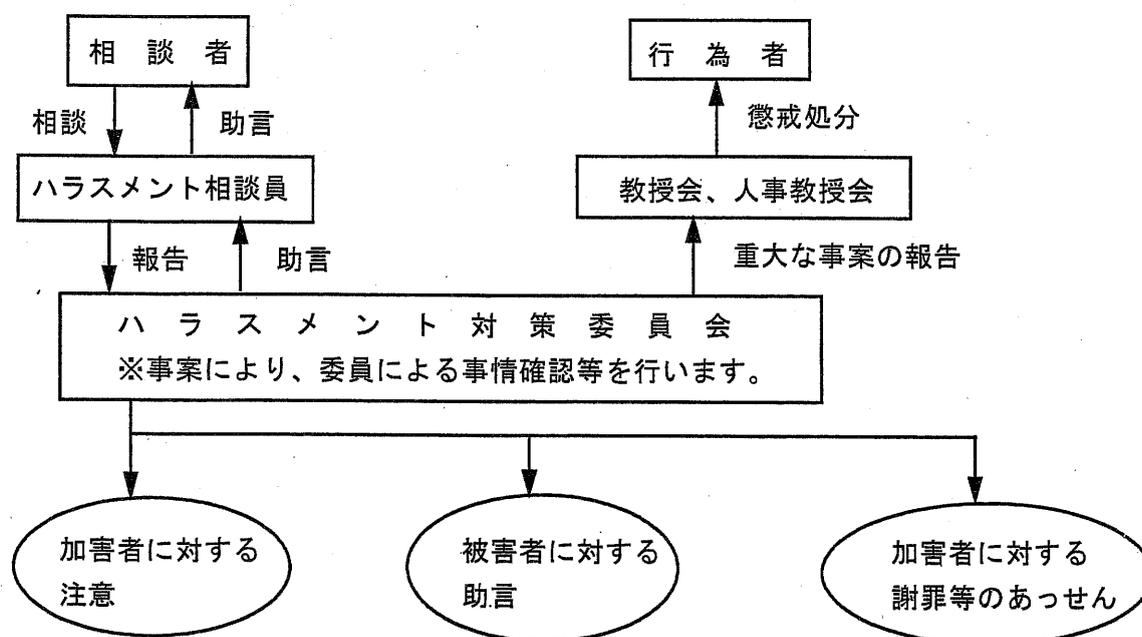
相談連絡はどの相談員でもかまいません。

原則として、複数の相談員で対応します。

◆ 相談者のプライバシーは最大限尊重されます。

宮崎県立看護大学ハラスメント防止対策の流れ

※模式図でありすべての事案がフロー図のとおりではありません。



※相談者は、ハラスメント対策委員会に直接申立てをすることもできます。